

保護者様

令和6年4月22日  
浅川保育園  
園長 上原 剛  
保護者会

## 保護者会総会のお知らせ

保護者会総会を書面により行います。令和5年度保護者会決算書、令和6年度保護者会予算書、会則の変更を添付し、ご承諾頂くことになりました。ご理解とご協力いただけますよう、よろしくお願い致します。

# 2023年度保護者会決算書 2024年度保護者会予算書

## 1. 収 入

e-保護者会〔決算〕

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	備 考
1 前年度繰越金	76,870	76,870	71,345	
2 前期会費	157,500	154,500	150,000	100名※250円※6ヶ月
3 後期会費	220,000	220,000	220,000	110名※250円※6ヶ月 修了写真代500円含む
4 雑収入	0			預金利息
合 計	454,370	451,370	441,345	

## 2. 支 出

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	備 考
1 行事助成	215,000	210,725	215,000	
イ. 夏祭り	55,000	55,000	55,000	
ロ. 運動会	55,000	55,000	55,000	
ハ. クリスマス会	55,000	55,000	55,000	
ニ. 卒園児記念品	50,000	45,725	50,000	卒園児への記念品 (ネーム入り鉛筆・引出し・花代)
2 会議費	0	0	0	
3 事務費	10,000	10,000	10,000	
4 慶弔費	25,000	0	25,000	
5 学校安全会	30,000	28,000	30,000	
6 予算対策カンパ	20,000	20,800	20,000	予算対策カンパ 到津の森動物公園基金
7 卒園記念品	50,000	50,000	50,000	2023年度 跳び箱踏切板
8 予備費	10,000	5,000	10,000	能登半島地震募金 5,000
9 修了写真代	60,000	55,500	60,000	
10 繰越金支出	34,370	71,345	21,345	
合 計	454,370	451,370	441,345	

2024年 4月 22日

監査の結果相違ないことを証明します。

会計監査 緒方 幸子

印略

# 浅川保育園保護者会 会則 (旧会則)

## 第一条 名称・事務

- 1 この会は、「浅川保育園保護者会」と呼び(以下本会という)事務所を浅川保育園内におく。
- 2 本会は、毎年4月1日に開始し、翌年3月末日をもって終了する。

## 第二条 目的

本会は、会員の親睦と教養をたかめ、会員の協力によって浅川保育園の発展と園児の福祉を増進させることを目的とする。

## 第三条 事業

本会は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1 保育・環境・設備の整備、及び後援。
- 2 後援会・講習会・研究会を園との協力によって開催。
- 3 園行事への協力、及び後援。
- 4 会員親睦のための諸行事を開催。
- 5 その他の必要な事項

## 第四条 会員の資格

本会の会員は、浅川保育園に在籍する園児の保護者とする。

## ~~第五条 委員~~

~~本会の委員は、各クラスの保護者より適当数選出する。~~

## 第六条 役員の任務

本会の役員は、次のとおりとする。~~また、役員は委員の中より互選により定める。(変更)~~

- |   |          |    |  |
|---|----------|----|--|
| ○ | 会長       | 1名 | 総会を司会し、会を代表する。                             |
| ○ | 副会長      | 1名 | 会長を補佐し、会長不在の時は代理を努める                       |
| ○ | 会計       | 1名 | 全ての収支の記録と領収書を保管し、いつでも (変更) 会員の閲覧に供せるようにする。 |
| ○ | 書記       | 1名 | 全ての会合、会の活動状況を記録し、通信                        |
|   | (副会長が兼務) |    | 事務も取り扱う。                                   |

## 第七条 会計監査委員

役員が全会員のなかより選出し、会費の適正を期す。

## 第八条 保護者会会費

- 1 本会費は、在園児1名につき月額250円とし、年2回に分けて納入する。
- 2 会費は、前年度末に当委員会において予算額を協議し、決定する。

## 第九条 役員の任期

役員の任期は、1年とする。ただし、留任は妨げない。

## 第十条 総会・決議権・委員会

- 1 総会 総会が必要に応じて開催する。
- 2 決議権 総会は、全会員の半数以上の出席を必要とし、出席者の2分1以上の賛成をもって決議権を認める。
- 3 委員会 会長の招集により、必要に応じ開催し諸事を検討する。

## 第十一条 慶弔規定

会員とその子ども、及び職員の慶弔項目、金額は、次のように定める。

- |   |                      |       |          |
|---|----------------------|-------|----------|
| 1 | 園児死亡                 | ..... | 10,000 円 |
| 2 | 保護者、及び職員の同居家族の死亡     | ..... | 5,000 円  |
| 3 | 保護者、職員及び園児の入院(10日以上) | ..... | 5,000 円  |
| 4 | 職員の結婚、及び不幸事          | ..... | 5,000 円  |

この規定は、平成7年5月20日をもって有効とする。

# 浅川保育園保護者会 会則

## 第一条 名称・事務

- 1 この会は、「浅川保育園保護者会」と呼び(以下本会という)事務所を浅川保育園内におく。
- 2 本会は、毎年4月1日に開始し、翌年3月末日をもって終了する。

## 第二条 目的

本会は、会員の親睦と教養をたかめ、会員の協力によって浅川保育園の発展と園児の福祉を増進させることを目的とする。

## 第三条 事業

本会は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1 保育・環境・設備の整備、及び後援。
- 2 後援会・講習会・研究会を園との協力によって開催。
- 3 園行事への協力、及び後援。
- 4 会員親睦のための諸行事を開催。
- 5 その他の必要な事項

## 第四条 会員の資格

本会の会員は、浅川保育園に在籍する園児の保護者とする。

## 第五条 役員の任務

本会の役員は、次のとおりとし、必要に応じて置く

- |   |     |    |  |
|---|-----|----|--|
| 1 | 会長  | 1名 | 総会を司会し、会を代表する。                           |
| 2 | 副会長 | 1名 | 会長を補佐し、会長不在の時は代理を務める                     |
| 3 | 会計  | 1名 | 浅川保育園事務が全ての収支の記録と領収書を保管し、会員の閲覧に供せるようにする。 |
| 4 | 書記  | 1名 | 全ての会合、会の活動状況を記録し、通信事務も取り扱う。              |
- (副会長が兼務)

## 第六条 会計監査委員

会員のなかより選出し、会費の適正を期す。

## 第七条 保護者会会費

- 1 本会費は、在園児1名につき月額250円とし、年2回に分けて納入する。
- 2 会費は、前年度末に当委員会において予算額を協議し、決定する。

## 第八条 役員の任期

役員の任期は、1年とする。ただし、留任は妨げない。

## 第九条 総会・決議権・委員会

- 1 総会 総会は必要に応じて開催する。
- 2 決議権 総会は、全会員の半数以上の出席を必要とし、出席者の2分1以上の賛成をもって決議権を認める。
- 3 委員会 会長の招集により、必要に応じ開催し諸事を検討する。

## 第十条 慶弔規定

会員とその子ども、及び職員の慶弔項目、金額は、次のように定める。

- |   |                      |       |          |
|---|----------------------|-------|----------|
| 1 | 園児死亡                 | ..... | 10,000 円 |
| 2 | 保護者、及び職員の同居家族の死亡     | ..... | 5,000 円  |
| 3 | 保護者、職員及び園児の入院(10日以上) | ..... | 5,000 円  |
| 4 | 職員の結婚、及び不幸事          | ..... | 5,000 円  |

この規定は、平成7年5月20日をもって有効とする。

この規定は、令和6年4月22日をもって有効とする。